

知的所有権ニュース（2015年7月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

梅雨の季節になりましたが、関東甲信越の降水量は例年より少ないようです。一方、西日本の冠水の様子などをテレビ報道で見るたびに、今後の集中豪雨が心配になります。しかしながら、雨に恵まれた日本だからこそ、緑が繁茂し、色とりどりの花が鑑賞できるのだと考えますと、災害の心配も蒸し暑さも幾分和らぐような気がします。

知的財産権の分野では、先日、知的財産推進計画2015の案が提示されました。これを見ますと、権利の強化を実現するための施策の検討が行われているようです。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。よろしくお願い申し上げます。 三枝

#### 1. 特許法改正案、国会に提出、衆院を通過、参院へ

平成27年の特許法改正案が国会へ提出されました。すでに衆院を通過し、6月17日に参議院に付託されたので、早ければ今月中にも成立するものと考えられます。改正案の内容は、以下のようになっております。

##### (1) 職務発明制度の見直し【特許法】

①権利帰属の不安定性を解消するために、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとします。

②従業者等は、特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとします。

③経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針を定めるものとします。

##### (2) 特許料等の改定【特許法、商標法、国際出願法】

①特許料について特許権の設定登録以降の各年において、10%程度引き下げます。

②商標の登録料を25%程度、更新登録料について20%程度引き下げます。

③特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定めます。

##### (3) 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備【特許法、商標法】

各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約に加入すべく、国内法における所要の規定の整備を行います。

①特許法について、外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができるものとする等、特許法条約の実施のための規定の整備を行います。

②商標法について、出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出す

ることができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができるものとする等、商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行います。

## 2. 外国出願の助成制度について

4月にもご紹介しました平成27年度外国出願支援事業助成金の募集ですが、今回、追加募集が行われておりますので、まだ応募していない企業様には再度ご検討をお願い申し上げます。以下、お知らせ内容です。

\*\*\*\*\*

平成27年度は、国の補助金の増額もあり、6月12日（金）～7月13日（月）までを募集期間として2次募集を開始しましたのでお知らせします。

\*\*\*\*\*

申し込みについての具体的な相談は以下にお願いします。

\*\*\*\*\*

公益財団法人長野県中小企業振興センター 諏訪支所駐在 飛沢(ひざわ)

住所：〒392-8601 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪地方事務所商工観光課内

電話：0266-58-7290 FAX：0266-57-0597

Eメール：a-hizawa@icon-nagano.or.jp

※諏訪支所駐在が不在でお急ぎの場合は、大変お手数ですが 同センター経営支援部(長野市) 事務担当和田 (電話：026-227-5028 FAX：026-227-6086)

## 3. 「知的財産推進計画2015」(案)の公表について

標記の知財推進計画2015では、本年2月に設置されました地方における知財活用推進タスクフォース及び知財紛争処理タスクフォースの検討を踏まえて報告書をまとめ公表しました。

例えば、上記のうちの知財紛争処理タスクフォースの議論については、日本の知財紛争処理システムの活性化のための課題として、①特許権者等の権利者側において証拠収集が困難である点、②侵害訴訟における特許無効の検討により権利の安定性が低下している点、③損害賠償額がビジネスの実態ニーズを反映した額よりも低い点などが挙げられました。これらについては来年度の法改正をめざして検討が続けられるようです。

## 4. プロダクトバイプロセスクレームの解釈を争点とする最高裁判決2件

去る6月5日に、プロダクトバイプロセスクレームの解釈を争点とする知財高裁大合議判決の上告審を含む、最高裁判決が2件ありました。いずれも知財高裁への差し戻し判決となっています(平成24年(受)第1204号、平成24年(受)第2658号)。

この判決で判示された事項は以下のようになります。

(1) 技術的範囲の解釈：物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解するのが相当である。

(2) 明確性要件：物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。

(3) 特許要件判断時の要旨の認定：物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その発明の要旨は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として認定されるものと解するのが相当である。

上記のように物同一説が採用されるとともに、明確性要件の問題が顕在化されたわけですが、特に明確性要件の問題では、既存の特許における無効理由の存在、今後の審査における

明確性要件の適用とが重要になってきます。この種のクレームは実質的に記載できなくなるのか、化学分野以外のクレーム記載方法はどうか、諸外国における取扱いとの差の調整をどうするのかなど、実務に与える影響は極めて大きいと思われま

す。なお、とりあえずは上記問題に係る特許庁における審査は棚上げされ、今月上旬頃を目途に、特許庁より審査基準の改訂案が出される予定です。

**【連絡事項】**

**・長野県発明協会による無料相談事業**

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成27年 8月21日（金）：飯田商工会議所（予約のある場合のみ）

**・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談**

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成27年10月 7日（水）：下諏訪商工会議所

平成27年10月20日（火）：テクノプラザおかや

平成27年12月15日（火）：テクノプラザおかや

平成27年 1月19日（火）：テクノプラザおかや

**・弊所における相談、顧問契約について**

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円／月、5万円／月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。